

東武医学技術専門学校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、学校教育法に基づき、医療に関する知識と技能を修得し、併せて情緒豊かな人間性を養い、社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、東武医学技術専門学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県さいたま市岩槻区大字飯塚50番地に置く。

(学校評価)

第 4 条 1. 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
2. 前項の点検及び評価に関し、必要事項は別に定める。

第 2 章 学科、収容定員、修業年限、休業日

(学科及び定員)

第 5 条 本校は次の定員を置く。

分野	課程名	学科名	入学定員	総定員	備考
医療	専門課程	臨床検査科	80名	240名	昼間のみ

(修業年限)

第 6 条 臨床検査科 3ヶ年

(在学期間)

第 7 条 1. 在学期間は次の年限を越えることができない。
臨床検査科 6年
2. 休学期間を除いて同一学年に2年間を越えて留まることはできない。

(学 年)

第 8 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 9 条 学期は次の2期に分ける。
前 期 4月1日から9月30日まで
後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

- 第10条 1. 休業日は次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の休日、祝日
 - (3) 創立記念日 4月25日
 - (4) 春季休業 3月中旬から3月下旬まで
 - (5) 夏季休業 8月上旬から8月下旬まで
 - (6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで
2. 学校長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業または実習を行ない、若しくは、臨時に休業日を設けることができる。

第 3 章 教育課程、履修方法及び卒業等

(教育課程・単位の計算方法)

- 第11条 1. 本校の教育課程は、別表Iのとおりとする。
2. 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。
 - (3) 臨地実習については、45時間をもって1単位とする。
 - (4) 講義及び実習の時間は90分を1時限として構成し、別表における時間(臨地実習を除く)は45分をもって1時間として表記する。

(授業時間)

- 第12条 本校の授業時間は次のとおりとする。

授業開始	9時10分
授業終了	16時30分

(授業日数)

- 第13条 1. 1年間の授業日数は次の日数を満たすものとする。
- | | | |
|-------|-----|------|
| 臨床検査科 | 35週 | 210日 |
|-------|-----|------|
2. 欠席日数が総授業日数の3分の1以上ある場合には進級を認めない。

(受験資格)

- 第14条 試験の受験資格は、各科目の規定の授業時限数、及び実習時限数のそれぞれについて定められた時限数を越えて出席した者に与える。

(成績評価、単位認定)

- 第15条 1. 1つの授業科目を履修した者に対しては、試験の成績、平素の学習及び出席状況を総合的に判断して当該授業科目について評価する。

2. 評価は秀・優・良・可・不可を以って表し、秀・優・良・可を合格とする。合格者に対して単位を認定する。
3. その他試験に関し必要な事項は、別に定める。

(他の既修得単位の認定)

- 第16条
1. 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等における学修の単位については、本人の申請に基づきその学修内容が本校の教育内容に相当すると認められる場合には、既修として単位を認定することができる。
 2. その他既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(進級、卒業、称号授与)

- 第17条
1. 本校の所定の課程を修了するためには、別表Iに掲げられた科目を修得しなければならない。
 2. 進級の認定は、各学年の教育課程を履修した者に対して学校長がおこなう。
 3. 課程修了の認定は、所定の課程を修了した者に対し学校長がおこない、卒業証書を授与する。
 4. 卒業した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
 5. その他進級及び卒業の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 教職員等

(教職員組織)

第18条 本校は次の教職員を置く。

1. 学校長 1名
専任教員 9名以上
講師 必要に応じて置く
助手 必要に応じて置く
事務職員 1名以上
2. 学校長は校務を掌理し、所属職員を統轄する。
3. 専任教員は教務・研究及び教育、学生指導を掌る。
4. 講師は担当科目についての教育を掌る。
5. 事務職員は学校長の命を受け、事務を処理する。

第 5 章 入学、編入学、再入学、退学、休学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第20条 本校に入学することができる者は、学校教育法第九十条第一項に該当する者とする。

(入学志願の手続き)

第21条 本校に入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）は、次に掲げる書類に受験料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 卒業証明書又は卒業見込証明書。ただし、次号に規定する調査書によりその事実を確認することができるときは、省略することができる。
- (3) 調査書（高等学校若しくは中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の長が発行した調査書又は高等学校等を卒業した者と同等以上の学力を有するものであることを証明する書類をいう。）又は成績証明書、単位修得証明書（高等学校等の卒業者に限る。）
- (4) 推薦書（推薦入学を希望する者に限る。）
- (5) 入学選考料は、25,000円とする。

(入学試験)

- 第22条
1. 入学試験の期日、場所、その他の実施に関し必要な事項は、通知する。
 2. 入学試験は学力、人物等を総合的に判断し、合否を決定する。
 3. 入学試験に合格し、所定の手続を行った者に対し、入学を許可する。

(入学の手続き)

- 第23条
1. 入学試験に合格した者は、所定の期日までに保護者及び保証人1名が連署した誓約書その他書類に、入学手続きに必要な学納金を添えて提出しなければならない。
 2. 前項の保証人は独立した生計を営む成人でなければならない。

(編入学)

- 第24条
1. 2年次及び3年次に欠員がある場合、編入を志願する者に対し編入学を許可することがある。
 2. 編入学志願者の資格及び手続き等は入学志願者に準ずる。
 3. 編入学の許可を得た者の入学の手続きは第23条1に準ずる。
 4. 編入学者の修学学年は別に定める。

(再入学)

- 第25条
1. 傷病その他の事由により退学した者で再入学を希望する者は、「再入学願」を提出し、学校長の許可を得なければならない。
 2. 再入学は、正当な事由で退学した者に限り、願い出ることができる。ただし願書の提出期限は退学の事由や事情を考慮し決定する。

3. 再入学の許可を得た者の入学の手続きは第23条1に準ずる。

(退学)

- 第26条 1. 傷病その他の理由により退学しようとする者は、保護者連署の上、「退学願」を提出し、学校長の許可を得なければならない。
2. 退学を願い出る場合には、願い出の期日までに学費を納入し、「退学願」に学生証を添えて提出しなければならない。

(休学)

- 第27条 1. 傷病その他の理由によって3ヶ月以上出席することができない者は、保護者連署の上、「休学願」を提出し、学校長の許可を得なければならない。ただし、傷病の場合は医師の診断書を添えて提出しなければならない。
2. 休学の期間は1年以内とし、当該年度限りとする。ただし、特別な事情があると認められる場合、1年を限度として休学の継続を許可することがある。なお、休学の延長手続きは、年度末までに「休学願」を提出しなければならない。

(復学)

- 第28条 休学の期間に休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、保護者連署の上、「復学願」を提出し、学校長の許可を得なければならない。傷病の事由による休学からの場合は、医師の診断書を添えて提出しなければならない。

(除籍)

- 第29条 次の各号いずれかに該当する場合、学校長はこれを除籍することができる。
- (1) 心身の故障により成業の見込みのない者。
- (2) 正当な理由がなく、3ヶ月以上授業料を滞納している者。

第6章 学費その他の費用の徴収

(学納金の金額)

第30条 学納金の金額は次のとおりとする。(年 額)

専 門 課 程

(単位：円)

科	入学金	授業料	施設維持費	実験実習費	合 計
臨床検査科	200,000	600,000	240,000	320,000	1,360,000

(学納金の納入及び更改)

- 第31条 1. 前条に規定する学納金は、それぞれ別に定める期日までに納入しなければならない。

2. 学納金を納入しない者については、入学の許可を取り消すことがある。ただし、入学許可後の更改はできない。
3. 併願制度申請者のうち別に定める所の該当者に対し、一部入学金を返金する。

(学生預り金の納入)

- 第32条 1. 学生預り金の金額は別に定める。
2. 学生預り金の規定については別に定める。

(学納金の返還)

- 第33条 入学を許可された者であつて、学納金納入日の属する年度末(原則として、3月31日)までに入学辞退を申し出た者については、入学金を除いた学納金を返還するものとする。

(休学期間中の学納金)

- 第34条 休学期間中の学納金は徴収しない。

(追再試験・補講・聴講料)

- 第35条 追再試験料・補講料・聴講料等については別に定める。

(補 講)

- 第36条 補講規程については別に定める。

(聴 講)

- 第37条 聴講生規程については別に定める。

第 7 章 健 康 管 理

(健康管理)

- 第38条 学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

第 8 章 禁 止 事 項

(政治活動の禁止)

- 第39条 学生は、学内において政治活動をしてはならない。

第 9 章 賞 罰

(表 彰)

第40条 学生が表彰に値する善行または行為を行い、他の模範とするに足りると認めるときは、学校長が表彰することがある。

(懲 戒)

第41条 1. 学校長は教育上必要であると認めるとき、学生に対して懲戒を加えることができる。

2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3. 訓告は、過去の言動を戒め、将来を諭すものとする。
4. 停学は、学生の出席を停止するものとする。
5. 退学は、次のいずれかに該当する学生に対してのみ行うことができる。
 - (1) 性向不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

附 則

1. この学則は平成2年4月1日から施行する。
2. この学則は平成5年4月1日から施行する。
3. この学則は平成9年4月1日から施行する。
尚、平成8年度生については、従前のおり施行する。
4. この学則は平成11年4月1日から施行する。
尚、平成10年度生については、従前のおり施行する。
5. この学則は平成13年4月1日から施行する。
尚、12年度以前の学生については、従前のおり施行する。
6. この学則は平成14年4月1日から施行する。
尚、13年度以前の学生については、従前のおり施行する。
7. この学則は平成16年4月1日から施行する。
尚、15年度以前の学生については、従前のおり施行する。
8. この学則は平成17年4月1日から施行する。
尚、16年度以前の学生については、従前のおり施行する。
9. この学則は平成18年4月1日から施行する。
尚、17年度以前の学生については、従前のおり施行する。
10. この学則は平成21年4月1日から施行する。
尚、20年度以前の学生については、従前のおり施行する。

- 1 1. この学則は平成23年4月1日から施行する。
尚、22年度以前の学生については、従前のとおり施行する。
- 1 2. この学則は平成25年4月1日から施行する。
尚、24年度以前の学生については、従前のとおり施行する。
- 1 3. この学則は平成27年4月1日から施行する。
尚、26年度以前の学生については、従前のとおり施行する。
- 1 4. この学則は平成28年4月1日から施行する。
尚、27年度以前の学生については、従前のとおり施行する。
- 1 5. この学則は平成29年4月1日から施行する。
尚、28年度以前の学生については、従前のとおり施行する。
- 1 6. この学則は平成30年4月1日から施行する。
尚、29年度以前の学生については、従前のとおり施行する。
- 1 7. この学則は平成31年4月1日から施行する。
尚、30年度以前の学生については、従前のとおり施行する。

別表 I
臨床検査科

授業科目

基礎分野	教育内容	指定単数	教育科目	講義		実習		計		1年		2年				3年				計			
				単	週	単	週	単	週	前期		後期		前期		後期		前期			後期		
										講	習	講	習	講	習	講	習	講	習		講	習	
基礎分野	・科学的思考の基礎 ・人間と生活	14	人文科学:国語	1	20			1	20	20											20		
			:倫理学	1	20			1	20	20												20	
			社会科学:経営学	1	20			1	20	20												20	
			:社会学	1	20			1	20	20												20	
			自然科学:数学	1	20			1	20	20												20	
			:物理学	1	20			1	20	20												20	
			:化学	2	40			2	40	40												40	
			:生物学	2	40			2	40	40												40	
			外国語:英語I	1	20			1	20	20												20	
:英語II	1	20			1	20					20								20				
保健体育	1	20	1	40	2	60	20	20		20										60			
小計	14		13	260	1	40	14	300	240	20		20	20							300			
専門基礎分野	・人体の構造と機能	8	解剖学	2	60			2	60	30		30									60		
			生理学	2	60			2	60	30		30										60	
			臨床解剖学	1	30			1	30											30		30	
			生化学	1	30			1	30	30												30	
			組織学	1	30			1	30	30													30
			薬理学	1	30			1	30				30										30
			分子生物学	1	20			1	20				20										20
	・疾病の成り立ち及び、医学検査の基礎	5	病理学	1	30			1	30			30										30	
			微生物学	1	30			1	30			30										30	
			血液学	1	30			1	30			30										30	
			免疫学	1	30			1	30			30											30
			代謝学	1	30			1	30			30											30
	・保健医療福祉と医学検査	4	保健医療福祉概論	1	20			1	20	20												20	
			公衆衛生学	1	30	1	40	2	70	30	40											70	
			医学概論	1	20			1	20	20												20	
・医療工学/情報科学	4	医用工学	1	20	1	40	2	60	20			40									60		
		情報科学	1	20	1	40	2	60	20			40									60		
小計	21		19	520	3	120	22	640	230	40	260	80							30	640			
専門分野	・臨床病理学	6	臨床医学	2	60			2	60	30		30										60	
			臨床検査医学	2	60			2	60				30		30								60
			病理診断学	2	60			2	60							30		30					60
	・形態検査学	9	病理検査学	2	60	2	90	4	150				30	45	30	45							150
			病理組織細胞学	1	30			1	30												30		30
			血液検査学	2	60	2	90	4	150				30	45	30	45							150
			臨床血液学	1	30			1	30												30		30
			寄生虫検査学	1	30	1	40	2	70	30			40										70
	・生物化学分析検査学	11	分析検査概論	1	30	1	40	2	70			30	40										70
			生物化学検査学	2	60	2	90	4	150				30	45	30	45							150
			臨床化学	1	30			1	30												30		30
			一般検査学	2	60	1	45	3	105	30		30	45										105
	・病因/生体調節検査学	10	微生物検査学	2	60	2	90	4	150				30	45	30	45							150
			臨床微生物学	1	30			1	30												30		30
			免疫検査学	2	60	1	45	3	105				30	45	30								105
			輸血・移植検査学	1	30	1	45	2	75				30			45							75
			臨床免疫学	1	30			1	30												30		30
			遺伝子検査学	1	30			1	30				30										30
	・生理機能検査学	9	生理検査概論	1	30	1	45	2	75			30	45										75
			生理機能検査学	2	60	1	45	3	105				30	45	30								105
			画像検査学	1	30	1	45	2	75						30	45							75
			臨床生理学	2	60			2	60												60		60
	・検査総合管理学	7	検査管理学	1	30			1	30					30									30
			検査総合管理学	1	30			1	30												30		30
			緊急検査法	1	30			1	30								30						30
			臨床検査総合演習	4	120			4	120												120		120
	・医療安全管理学	1				1	30						30									30	
・臨床実習	7			10	450	10	450												450		450		
小計	60		42	1260	26	1160	68	2420	90	120	170	300	270	270	270	60	450	420		2420			

	教育内容	指定単数	教育科目	講義		実習		計		1年		2年		3年		計						
				単	時	単	時	単	時	前期		後期		前期			後期		前期		後期	
										講	習	講	習	講	習		講	習	講	習	講	習
選択科目	・基礎分野		医学英語	1	20			1	20		20										20	
			第2外国語	1	20			1	20			20										20
			心理学	1	20			1	20	20												20
	・専門基礎分野		毒物薬理学	1	20			1	20			20										20
			チーム医療論	1	20			1	20				20									20
			臨床検査キャリアデザイン	1	20			1	20				20									20
	・専門分野		課題研究A			1	40	1	40				40									40
			課題研究B			1	40	1	40					40								
	小計			6	120	2	80	8	200	20		20		40	40	40	40					200

教育内容	講義		実習		計		1年		2年				3年				計				
	単	時	単	時	単	時	前期		後期		前期		後期		前期			後期			
							講	習	講	習	講	習	講	習	講	習		講	習		
基礎分野 (14単位以上)	13	260	1	40	14	300	240	20		20	20										300
専門基礎分野 (21単位以上)	19	520	3	120	22	640	230	40	260	80									30		640
専門分野 (60単位以上)	42	1260	26	1160	68	2420	90		120	170	300	270	270	270	60	450	420				2420
総計 (95単位以上)	74	2040	30	1320	104	3360	560	60	380	270	320	270	270	270	60	450	450				3360

教育内容	講義		実習		計		1年		2年				3年				計				
	単	時	単	時	単	時	前期		後期		前期		後期		前期			後期			
							講	習	講	習	講	習	講	習	講	習		講	習		
選択科目	6	120	2	80	8	200	20		20		40	40	40	40							200